



【会派 NEWS】 2019(令和元)年 6月3日号 週刊 Vol.18
お気軽にご連絡ください 〒184-0012 小金井市中町3-26-15-301
TEL 090-3345-6929 FAX 042-381-5074 watanabedaizou@gmail.com

規則違反の時間外加算支給問題

「後始末」議案 ホントは誰のため???

5月31日、小金井市議会は「令和」としては初となる定例議会(通称「6月議会」)を開会しました。会期は6月24日までの25日間となります。駅前毎日毎朝配布させていただいている「週刊 渡辺大三 NEWS」で定例議会の動きを順次お知らせしていく予定です。

5月30日の新聞各紙の報道を見て驚かれた方も多と思いますが、6月議会で大きなテーマになりそうなのが、「障がい者の移動(外出)支援事業」に関して発生した、ガイドヘルパーさんへの規則違反の時間外加算支給問題です。ガイドヘルパーさんには何らの責任もありません。すべて市の責任です。

概略の経緯をまとめると以下の通りです。

▶平成18年10月1日

小金井市が移動支援に関する規則を制定。「18時」以降分に時間外加算をすると記載すべきところ、誤って「20時」以降分と記載したまま制定(⇒最初のミス)。一方、利用者に渡している受給証には「18時」と明記し、実際の時間外加算も「18時」以降分に適用して支払い(規則違反の支払い)。

▶平成27年4月1日

小金井市が移動支援に関する規則を改正。その準備段階において、職員が規則の内容と受給証の内容が異なることに気づくが、なぜか、間違っている規則を改正するのではなく、受給証の記載を「20時」に変更してしまう(⇒二度目のミス)。一方、利用者には「18時」との説明を続け、実際の時間外加算も「18時」以降分に適用して支払い(規則違反の支払い)。

▶平成30年10月15日

移動支援のためのガイドヘルパーを派遣している

事業者が、小金井市に対して、規則と異なる支給となっている旨を知らせて、規則違反の支給実態が判明。

▶令和元年5月29日

西岡市長が定例議会前の記者会見でこの問題に関して説明。西岡市長は、規則違反で支給した分(238万5300円)について債権を放棄し、利用者に返還を求めないとの方針を表明。翌日の新聞各紙が掲載。



以上のような経過で、西岡市長は、6月議会に「議案第32号 債権の放棄について」を提出しました。いわば「後始末」議案です。過払い分 238万5300円の債権を放棄し、請求しないという内容で、一見すると利用者救済の議案に見えます。これだと思慮の浅い議員はコロッと騙されてしまいます。

しかし、この議案の本当の目的は、利用者救済ではなく、規則違反の支給を続けてきた市長や担当職員の「責任逃れ」にあるのではないかと私は思っています。そう思う理由を挙げておきたいと思います。

第一に、この西岡市長の議案の考え方の根本にあるのは、利用者である障がい者の方々を「不当利得

続報 多すぎる議員定数問題

「2減」議案を提出へ

小金井市議会の議員定数が、人口同規模の市に比べて2名も多い問題について新しい動きがありましたのでお知らせします。

現在開会中の6月議会に、市議会の3会派「情報公開こがねい」「自民党・信頼の小金井」「公明党」が、市議会議員定数を次期選挙から2名削減(24名→22名)する条例案を議員提案する方向となりました。

6月7日の本会議に上程し、6月12日の議会運営委員会で第一回の審査が行われることになると思っています。

提案の3会派だけでは過半数になりません。あと3人の議員の賛同があれば条例案は可決されます。ぜひご注目ください。

者」だと位置づけていることです。しかし、本当にそう言えるのでしょうか？。障がい者の方々は、小金井市から「18時」以降分に時間外加算がある旨の説明を受け、受給証にも「18時」と明記され、それを前提に事業者と「契約」を結んで移動(外出)支援サービスを受けてきたのです。ガイドヘルパーさんへの支払いは、市が「代理」で全額を事業者を支払っており、利用者は一切現金に触れない仕組みになっています。このような状況におかれている障がい者の方々は「不当利得者」と位置付けるのは適切とは思えませんし、そもそも障がい者の方々に失礼です。

第二に、仮に万一「不当利得者」と言い得るとしても、返還に関しては、民法上、

返還の範囲は、利得者の善意、すなわち法律の原因のないことを知らない場合は、現に利益の存する限度(現存利益)を損失者に返せばよい

とされています。

市からの説明を信じていた(=「善意」の)障がい者の方々の手元には1円も残るはずがないシステムなのですから、利用者には実質的には返還の義務が生じません。

ここまで読み進めていただくと、読者の皆様は「では、なんで議案の提出が必要なのだろうか」と思われると思います。その通りでして、議案の印刷にもお金がかかります。審査にも人件費や電気代がかかります。実質的に意味がない議案の提出は「税のムダ遣い」「愚の骨頂」だと思います。

しかし、西岡市長や職員には議案提出の意味があるのです。仮に債権放棄の議決を得ておかない場合(あるいは得られない場合)、規則に違反する時間外加算238万5300円を支払った市長や担当職員に対して損害賠償するよう求める住民監査請求が提起される可能性があるからです。「自分救済」議案は出せないで、「利用者救済」の体裁で出したのでしょう…。

平成18年時点の「最初のミス」も、平成27年時点の「二度目のミス」も、常識では考えられないミスです。特に平成27年時点のものは目を覆いたくなる醜態です。

利用者救済を偽装して自らの責任を逃れようという行政の態度は間違っています。これを機会にこういうミスを起こさないよう、きちんと事件の全体像を明らかにし、再発防止策を講じさせるのが議会の役割だと私は考えます。

脱ムダで市政を変える！

渡辺大三 プロフィール

1966年5月2日、岩手県水沢市(現:奥州市)生まれ。秋田県横手市、宮城県仙台市、山形県山形市を経て、9歳から小金井市在住。小金井市立本町小学校、小金井市立小金井第一中学校、東京都立小金井北高等学校、中央大学法学部卒業。株式会社河北新報社(仙台市)で新聞記者。衆議院議員秘書を経て、1993年、小金井市議選に男性最年少26歳で初当選。以降7期連続当選(直近4期は無所属で立候補)。「脱ムダ改革」を掲げ、高額人件費問題など小金井市政のムダ遣いや不正、癒着、天下りを厳しくチェック。

現在=小金井の地域政党「情報公開こがねい」共同代表。東京の地域政党「自由を守る会(代表=上田令子都議会議員)」幹事長。小金井市商工会参与。貫井北町商工振興会事務局長。中町親愛会相談役。中央大学学会小金井支部副支部長。小金井北高等学校同窓会幹事長。

日々の市議会報告、活動報告、雑感

Twitter、facebookに掲載しております。「渡辺大三HP」からアクセスできます。ぜひお読みください。

<http://www.daizou.org/>

NEWS 発行カンパのお願い

みずほ銀行 小金井支店 普通 1414875

口座名 情報公開こがねい

(お振込み後、お名前とご住所をお知らせください。領収証をお送りします/外国籍の方はカンパができませんのでご注意ください)